# 第12回(2019年)昭和女子大学女性文化研究賞·昭和女子大学女性文化研究獎励賞(坂東真理子基金)

## 1. 選考委員長あいさつ

#### 坂東 眞理子

2020年の女性文化研究賞はコロナ禍の中での受賞式を行います。だれも予想していなかった 新型コロナ感染症の世界的蔓延の中で日本でも4月7日に緊急事態宣言がだされ、会議や集会、 会食が自粛され、最終選考会議も学外委員はオンラインでの参加でした。授賞式も例年と異な り理事長室で行われます。

しかしこのような時期でも今年は候補作に力作がそろいました。その中で黒岩容子氏の 『EU性差別禁止法理の展開:形式的平等から実質的平等へ、さらに次のステージへ』(日本評論社、2019年9月)に第12回女性文化研究賞を差し上げることとなりました。

筆者の黒岩容子氏は中央大学法学部法律学科をご卒業後、約20年にわたり弁護士として実務に携わられたあと早稲田大学大学院法学研究科に進学され2015年に博士号を取得されました。本書は学位論文をもとに、その後の研究を加えられたものです。

日本では1985年の雇用機会均等法制定の後、1999年の男女共同参画社会基本法、2015年女性活躍推進法などの制定はありましたが、実質的平等の達成には程遠い現状です。そうした中で本書は「実質的平等アプローチ(法理)」をキーワード概念として、法令、判例、学説を丁寧に調査され、EU司法裁判所の「先決裁定」の解読と体系的な理論化を試みておられます。日本ではアメリカの影響が強く差別撤廃をすすめるEUの理論的取り組み状況は十分知られていないので日本の男女共同参画を進めるうえで大きな参考になると思われます。

また黒岩さんが長い実務経験を積まれた後、大学院に入り、研究者の道を踏みだされたことにも高齢化が進む日本社会の女性にとって力強いお手本を示していると感動します。素晴らしい受賞者に賞を差し上げることができて幸いです。

女性文化研究賞は今年3月末まで昭和女子大学人間社会学部初等教育科で専任講師をされていた歌川光一さんの『女子のたしなみと日本近代:音楽文化に見る「趣味」の受容」に差し上げることとなりました。日本の近代化の過程で音楽に関わる習い事がどのように中上流階層の女子の教養に位置付けられたのか丁寧に分析されています。伝統文化の担い手として女性が大きな役割を示していることはジェンダーの視点からも興味深い現象です。

改めてコロナ禍の特別な時期に選考にあたってくださった選考委員の方々に御礼を申し上げます。さらにこのような状況の中でも本を書くという営みが継続され、男女共同参画の推進、女性文化の研究がさらに進むことを期待して私のごあいさつといたします。

(ばんどう まりこ 昭和女子大学理事長・総長/女性文化研究所所員)

# 2. 昭和女子大学女性文化研究賞

**黒岩 容子**(弁護士·早稲田大学比較法研究所招聘研究員)

『EU 性差別禁止法理の展開:形式的平等から実質的平等へ、さらに次のステージへ』

(日本評論社 2019年)



#### 【目次】

序

第 I 部 形式的平等アプローチの展開

第1章 EU性差別禁止立法の歴史

第2章 形式的平等アプローチ野展開とその限界

第Ⅱ部 実質的平等アプローチの導入および展開

第3部 間接性差別禁止法理の生成および展開

第4章 妊娠・出産に関する性差別禁止法理の生成

および展開 第5章 ハラスメントに関する性差別禁止法理の生成

第6章 ポジティブ・アクションに関する法理の生成

および展開

第Ⅲ部 近年の立法・判例動向と理論研究の進展

第7章 近年の立法・判例動向をめぐって

第8章 次のステージへの挑戦:理論研究の進展

EU性差別禁止法の展開の意義および課題 総 括

#### 受賞のことば

職場では女性差別が、その態様やメカニズムを変化させつつ、温存され再生産されていま す。現代の差別に対抗するためには、どのような法が必要か? 本書では、その手掛かり を、EU性差別禁止法の分析を通じて探りました。未熟な論考ですが、一つの提起として、 ご一読いただければ幸いです。今回の嘗は、私に次の扉を開けて歩んでいく力を与えてくだ さいました。真摯かつ誠実に研究を続けていく決意です。ありがとうございました。

#### 受賞者略歴

1954年 東京生まれ

1976年 中央大学法学部法律学科卒業

1981年 弁護士登録

2015年 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了‧博士(法学)

現 在 弁護士・早稲田大学比較法研究所招聘研究員・日本女子大学非常勤講師 大東文化大学非常勤講師·明治大学大学院非常勤講師

#### 主要論文

「ジェンダーと労働法:ジェンダー視座アプローチの有効性と今後の課題」日本労働法学会 編『講座労働法の再生 第6巻 労働法のフロンティア』(日本評論社、2017年)

「関接差別禁止法理の形成と『平等』『差別』概念の発展:EUにおける展開を素材として| 浅倉むつ子・西原博史編著『平等権と社会的排除』(成文堂、2017年)

## 3. 昭和女子大学女性文化研究奨励賞

**歌川 光** 一(聖路加国際大学大学院看護学研究科准教授・昭和女子大学初等教育学科非常勤 講師ほか)

『女子のたしなみと日本近代―音楽文化にみる「趣味」の受容』 (勁草書房 2019年)



#### 【目次】

序 論 女子の稽古文化をめぐる連続・非連続

第一章 稽古からたしなみへ

第二章 家庭婦人の心がけとしての音楽のたしなみ

第三章 女子の心がけとしての音楽のたしなみ

第四章 なぜたしなむ程度に留めるのか

一 女子職業論を参照に

第五章 行儀作法としての音楽のたしなみ

第六章 花嫁修業というイメージ

―「趣味 | の和洋折衷化と結婚準備のための修養化

補 論 昭和戦前期の「令嬢」のたしなみ

―『婦人画報』にみる「花嫁修業」と日本趣味

#### 受賞のことば

この度は、栄えある賞に選出していただき、誠にありがとうございます。本書は、アマチュアリズムとジェンダー規範の関連、という緒についたばかりのテーマを扱っています。 賞の創設にご尽力された坂東先生、選考の労をとられた先生方に心より感謝申し上げますとともに、今回の受賞を励みとし、精進を重ねて参りたい所存でございます。

#### 受賞者略歴

1985年生まれ。

2008年 京都大学教育学部卒業

2011年 日本学術振興会特別研究員(DC2)

2013年 東京大学大学院教育学研究科単位取得満期退学

2016年 博士 (教育学)。

2013年 学習院大学文学部教育学科助教・マンチェスター大学フリー研究員

2015年 名古屋女子大学文学部児童教育学科専任講師

2017年 昭和女子大学人間社会学部初等教育学科専任講師

現 在 聖路加国際大学大学院看護研究科准教授·昭和女子大学初等教育学科非常勤講師· 昭和女子大学女性文化研究所研究員·昭和女子大学現代教育研究所客員研究員·東 京理科大学理学部非常勤講師

#### 主要著作

『発表会文化論―アマチュアの表現活動を問う』分担執筆(青弓社、2015年)

『学校文化の史的探究―中等諸学校『校友会雑誌』を手がかりとして』分担執筆(東京大学出版会、2015年)

『クラッシック音楽と女性たち』分担執筆(青弓社、2015年)

# 4. 第12回(2019年)「昭和女子大学女性文化研究賞」選考報告 昭和女子大学女性文化研究賞選考委員会

#### (1) 選考経過

2019年に発行された著作を対象とする第12回「昭和女子大学女性文化研究賞」の選考対象は、自薦・他薦を含む単著と共著35点であった。

学内選考委員によって、第1次選考は2月6日に実施、第2次選考の対象を7点に絞った。 次いで、第2次選考は3月9日に実施し、選考基準に沿って候補作として、次の単著3点を選 んだ。(発行月順)

友松 夕香『サバンナのジェンダー―西アフリカ農村経済の民族誌―』

(明石書店、2019年3月)

田渕句美子『女房文学史論―王朝から中世へ―』 (岩波書店、2019年8月)

黒岩 容子『EU性差別禁止法理の展開―形式的平等から実質的平等へ、さらに次のステージへ―』 (日本評論社、2019年9月)

これら3点についての最終選考は、4月17日に学外選考委員の元東京大学教授 大沢真理氏の出席の下、女性文化研究所選考委員会をCOVID-19の感染拡大の予防のため、Zoomを用いて開催した。もうおひとりの外選考委員である内閣府男女共同参画局長 池永肇恵氏は公務のため欠席され「所見」を文書で提出された。また、学内選考委員の森ます美氏は、昨年度3月で退職のため「所見」を文書で提出された。

検討の結果、候補作3点の内、EU法の性差別禁止法理について、形式的平等を越えた実質的平等とは何か、その先の包括的差別禁止・社会構造的差別排除には何があるのかという問題意識をもって、その展開について分析・再考した『EU性差別禁止法理の展開―形式的平等から実質的平等へ、さらに次のステージへ―』に、第12回「昭和女子大学女性文化研究賞」を贈呈することを決定した。

\*参考:第1次選考基準(2008年度、第1回本賞選考時に、選考の目安として確認された)

- 1) 単著を優先する。2) テーマが「女性文化研究賞」の趣旨に合い、明確かつ有意義である。
- 3) 研究方法、分析視角が優れている。4) 著作の独創性と体系性。5) 結論、提言の明瞭さ。
- 6) 叙述の成熟性

#### (2) 選考結果

第12回(2019年)「昭和女子大学女性文化研究賞」受賞作

黒岩容子『EU性差別禁止法理の展開:形式的平等から実質的平等へ、さらに次のステージへ』(日本評論社、2019年9月)

#### (3) 受賞作の選考理由

筆者の黒岩容子氏は、本書の著者プロフィールによれば、中央大学法学部法律学科をご卒業後、長く弁護士として現場でご活躍されてきた。約20年の実務を経て、早稲田大学大学院に進学され、2015年には、早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程を修了、博士(法学)を取得され、現在は早稲田大学比較法研究所招聘研究員、複数の大学での非常勤講師も務められている。

本書は、2015年に早稲田大学大学院法学研究科に提出された学位論文『EU性差別禁止法の展開―実質的平等法理生成の意義と課題』を基に、その後の研究を踏まえて加筆・修正したものである。筆者自身が、将来に向けて差別禁止法を再構築していく上での一つの提起としたいと記している。

本書の受賞理由は、「実質的平等アプローチ(法理)」をキーワード概念として、性差別禁止 法理の規範内容および規範理論の進展を法令・判例(先決裁定)・学説の丹念なサーベイに よって論述され、EU司法裁判所「先決裁定」の解読と体系的な理論化を試みており、男女共 同参画に資するものとして、現代的に意義のある労作であることが評価された。

具体的な評価について、次の三点を述べたい。

第一に、性差別禁止を次のステージに向けて再構築する道筋を示した丁寧な研究であることが、高く評価された。現代的課題に応えるには、「形式的平等の保障という考え方は、性平等実現に向けての基本であり出発点ではあるが、それだけでは不十分である。現代の差別実態に有効に対抗しうるよう、差別の規範内容や枠組みを再考し再構築することが求められている」と筆者が述べているように、研究者による「実質」概念の明確化の営為に目を配る必要性が示されている。

EU法が直接的に特定した差別を禁止する形式的平等アプローチから実質的アプローチへと発展した過程にみられる判例を緻密に分析したのが、第3章「間接性差別禁止法理の生成および展開―性差別として禁止する類型(性差別概念)の拡大IJ、第4章「妊娠・出産に関する性差別禁止法理の生成および展開―性差別として禁止する類型(性差別概念)の拡大II」、第5章「ハラスメントに関する性差別禁止法理の生成―性差別として禁止する類型(性差別概念)の拡大III」の章である。差別概念の拡大から精緻な分析を提示しているといえる。また、実質的に平等を実現するための手段として、ポジティブ・アクション法理を取り上げているのが、第6章「ポジティブ・アクションに関する法理の生成および展開――方の性に対する優遇による性平等の積極的な実現とその限界」である。実質的な平等が、単に結果としての平等ではなく、性差別概念を拡大し、積極的に差別の是正を許容するという主張である。現代の差別は、多様かつ複合的な事由が絡み合って発生しがちであり、発生の事由に対して不適格な積極的措置がとられると、逆に差別の温存と拡大につながるとの危険性を指摘しており、停滞と形式的平等に回帰しがちな性差別禁止法理にとって、重要な分析視覚と言えよう。この視覚を通して、今後、筆者の研究の独自性がより明確になることが期待される。

第二に評価したい点は、実質的平等は単に結果の平等ではなく、性差別概念を拡大し、かつ

積極的差別是正を許容するものと捉えて、積極的に評価している点である。形式的平等アプローチから出発したEUの性差別禁止法理が、1980年代から2000年代初めにかけて実質的平等アプローチを導入したとみたうえで、EUは「グローバル経済競争の激化やイギリスのEU離脱問題にみられる反EUの動きなどの様々な困難に直面しており」、2000年代以降は、停滞、特に欧州司法裁判所(ECJ)が形式的平等に回帰する動向がみえることに注目している。そのうえで、実質的平等を追求することの意義を明確にするだけでなく、実質的平等アプローチに関する問題点や課題を検討することが不可欠であると主張されている。この回帰と停滞の背景として注(p.202)ではあるが、示されているのは、EUの拡大と深化に伴う問題点である。つまり、1993年発効のマーストリヒト条約以後、経済的、政治的両側面にわたる深化を続ける欧州統合であったが、拡大を続けるEUが、経済問題や低い人権保障の意識の問題などを抱えている新たな旧東欧諸国の加盟を受け入れることによって、また、グローバル化とEUの深化から生じる具体的な問題の噴出で、人権保障についての進展に歯止めがかかっていることである。この事態の変化を欧州司法裁判所の判事の構成やその背景などとともに論じられていると、「形式的平等」と「実質的平等」で揺れているEUの状況をより理解しやすいかもしれない。

第三に評価したい点は、このEUでの性差別禁止法理の展開の分析を受けて、憲法14条の解釈を再検討し、日本における性差別禁止法の方向性を示していることである。著者は、EU性差別禁止法の蓄積された経験や論議には、多くの示唆が含まれるとしており、EU性差別法理の精緻な研究であるだけでなく、日本における性差別禁止法の今後の展開に対する貢献は大きい。グローバル経済の進展とともに、差別形態の変化や伝統的な形式的平等論の限界により、各国は多くの問題に直面している。日本でも、憲法14条ではなく、社会権に委ねられていた差別に関する法律の改正や再構築が必要であることを、EUを例として、今後の議論につなげる一歩となることが本書に期待される。日本において、性差別に関する現代社会に適合した法の解釈、立法の再構築に有益であることを、弁護士としての実務経験が語らしめており、日本法への示唆が常に意識されてEU法を分析している点も評価したい。

最後に、EU法でも多くの課題は残されていると述べられている。形式的平等が、EUの市場統合での障壁排除のためのルールにとって、もっとも適合する平等モデルであることは、容易に理解できるが、筆者の「実質的平等」へのアプローチの理論的定義の明確化も重要ではないだろうか。また、構造的差別に対抗して差別構造変革アプローチを推進するためにも、複合差別への対応や差別構造の変革など、さらなる議論は尽きない。今後に期待したい。

最後の最後に注文をつけさせていただくならば、このような緻密な判例分析を含む本書に、 願わくば、索引をつけていただけると、読者にとって大変ありがたい。これは、著書へという よりも、書店への要望ということになるかもしれません。

次に、今回、受賞の選からもれた二つの候補作について、次のような意見が、選考委員より 示されたことを申し添えておきたい。

発行月の順に、友松夕香『サバンナのジェンダー―西アフリカ農村経済の民族誌―』は、アフリカのサバンナ地域の農村部での4年を超える生計関係の実態を調査するフィールドワーク

を実施、現地のことばを習得し、直接の聞き取りを行うとともに、定量的なデータの収集に努めた成果をまとめた力作である。特に多様性に富む「アフリカ」をひとくくりに捉えることに 異議を唱え、開発政策において支援の究極の目的が支援対象者の福利向上であるという原点に 立ち返ることの重要性が示されている。一方で、女性の耕作への進出を始め開発政策が及ぼし た影響について、また、女性の生活時間の分析も必要ではないだろうか。調査地での調査後の 支援対象者の福利向上への変化についての研究を期待したい。

次に、田渕句美子『女房文学史論―王朝から中世へ―』は、他の二つの候補作が、女性文化研究賞の対象とする男女共同参画に資するにあたるとするならば、この著書は女性文化の貢献に資するものと捉えられる。著者の20年にわたる宮廷女房文学に関する研究論文の加筆・再編成から「女房文学史論」という新しいジャンルの構築を目指した力作である。特に評者は、女房の政治的役割についての分析に、興味を掻き立てられ、既存の文学研究との差異を評価する。権力者の近くで情報交換をしていた「女房メディア」のさらなる研究が、今後、歴史の新たな一面を浮き彫りにしてくれると同時に、現代の社会の問題として普遍化することで新たな文学論も期待できるのではないだろうか。最後に迫力のある序論に応えるものとして、さらなるまとめとしての著者の総括を今後に期待したい。

# 5. 第12回(2019年)「昭和女子大学女性文化研究奨励賞」選考報告 昭和女子大学女性文化研究奨励賞選考委員会

#### (1) 選考経過および選考結果

「昭和女子大学女性文化研究奨励賞」は、卒業生を含む若手の昭和女子大学関係者に対し贈呈するものである。

第12回研究奨励賞は、2019年中に刊行された著作が対象であり、単行本1点が選考対象となった。第1回研究奨励賞選考委員会は2020年2月6日に開催され、選考対象について検討された。第2回目の選考委員会を2020年3月9日に開催し、歌川光一氏(聖路加国際大学大学院看護学研究科准教授・昭和女子大学初等教育学科非常勤講師)の、2019年3月20日に勁草書房から出版された『女子のたしなみと日本近代:音楽文化にみる「趣味」の受容』に「第12回昭和女子大学女性文化研究奨励賞」を贈呈することに決定した。

#### (2) 受賞作の選考理由

本書は2016年12月に東京大学大学院教育学研究科より博士(教育学)の学位を取得された博士論文に、その後執筆した研究論文、書き下ろしを加え再構成されたものである。また、本書に関わる研究及び執筆は、2011年度から2020年度に亘る、日本学術振興会科学研究費補助金(特別研究員奨励費、11J10657)、科学研究費補助金(若手研究(B)、15K21357、若手研究、18K12233)の助成を受けて行われた研究に基づいている。本書は、序論に続く、第1章から第6章までの本論と補論によって構成されており、全248頁に参考文献・索引xxxy頁を含む。

本書の受賞理由は、第1に、「女子」を研究対象として、「趣味」を受容していった明治後期から大正期を中心に、歌川氏が言うところの、教育史・芸能史・芸術史等の研究分野の関心のすれ違いが生み出す死角に入っている「女子のたしなみ」の近代化のプロセスに着目し、教育文化史研究として意欲的かつ丹念に研究成果を導き出しており、女性文化研究の発展に寄与する研究であると判断された点にある。

第2に、「趣味」と教育、教養の内在的関連を文化史的に捉えなおし、「家の娘」としての「令嬢」/「少女」というジェンダー規範の違いによって必要とされるたしなみの対象の異同を論究し、「音楽のたしなみ像」を領域横断的な視点からの構築を試みている点が、高い独自性を示していると評価された。

第3に、さらに論を進め、理屈上は「たしなみ」が高じて生業となり得るところを、何故「たしなむ程度」にしか習得してはいけないとされたのかを「女子職業論」から検討している点である。これは、ジェンダー平等と男女共同参画社会形成に資する研究内容として現代的意義があり、本賞の趣旨に合致した内容である点である。

本書を女性文化研究奨励賞に決定するにあたり選考委員会が評価した、興味深い知見の一端を示したい。ひとつには、本書は、従来は家元制度論や芸道論等の視点から捉えられがちであった女子(女性)の稽古文化の歴史を、身体的修養・修養の歴史として描き、稽古文化にまつわる「花嫁修業」というイメージの成立過程について、音楽のたしなみを素材に論じている。この女性の稽古文化は「私教育として特定の技芸を稽古して身につけようとする生活文化」を指す。日本における「趣味」の受容の問題が、都市新中間層の拡大に伴うモノとヒトをめぐる消費文化論およびヒトの能力観に直接関わる近代教育史の課題である点を浮上させた。

二つめに、本書は、女子の音楽のたしなみを考察対象として検討を行うことで、中上流階級の女子にとって、彼女たちに向けられたジェンダー規範の交錯によって「趣味」の和洋折衷化と結婚準備としての修養化が進行し、戦後にまで続く花嫁修業のイメージの原型を成立させたことを描き出した。このたしなみ像の変容と共に、女子にとって「結婚準備」の意味が曖昧であったことを指摘した。

3 つめとして、雑誌メディアや礼法書等資料の分析を主軸として、丁寧かつ詳細に検討している点が興味深い。例えば、一般・男性向け絵双六と、女性向け雑誌付録絵双六における、楽器や音楽に関わるタイトルの割合を分析している。その結果、一般・男性向け絵双六では0.7%、女性向け雑誌絵双六は約31.1%を占めていることを示し、楽器や音楽に関わる93.8%が、女性向け雑誌付録であり、同時期において、楽器や音楽のイメージそれ自体がジェンダー化されていたことを明らかにした。この他、近代化の過程で私的領域として登場・普及した「家庭(Home)」と女子のたしなみとの関連性やテイストからホビーまで含む「趣味」の受容の問題と関連させた稽古文化の考察も注目に値する。

最後に、筆者自身が今後の課題として示している点に加えて、次の3点を挙げたい。

第1点目として、本書は、階層文化研究の課題として、「主に下層階級からの上昇移動の部分に焦点が当てられていたため、中上流階級を対象とした研究がほとんど行われてこなかっ

た」点を挙げ、近代日本の階層形成期に着目している。それを踏まえたうえで、筆者は、都市新中間層を含む中上流階級女子の教養における伝統的教養の位置づけの再考および伝統的教養とジェンダー規範の関係性の検討を今後の課題として示している。筆者は「都市諸階層世帯の実支出の推移」を引用し、さらにブルデューを引いて「出身階層に結びついた差異がはっきりと現れてくる」という特質を示している。この点からも、時代背景の制約はあるとしても、下層の労働者階級の女性達がどのようにそのような文化的時間を獲得したのか、その教育・運動の過程等、都市新中間層以外の階層への着目もその後の「趣味」の変容・多様化からみて必要ではないか。「経済力や時間的余裕を前提とした」生活様式の変容過程における「趣味」へのより広範な視座による研究に期待したい。

第2点目は、趣味概念の変容の問題について、ジェンダー視点からさらに深化していただきたいと希望する。本書の随所に、男性の教養層の志向との比較が示されてはいるが、消費文化論、余暇・娯楽史の観点から、上述第1点目の階層への着目に加え、より詳細な性・年齢カテゴリー別の趣味概念の受容の異同等の検討に多いに期待する。

第3点目は、筆者も課題として示している、心がけとしてのたしなみが基本的には西洋化を 果たしていった一方で、披露を通じた交際・社交像は西洋化を果たさなかったのは何故か、と いう行儀作法論からの視点も興味深い。

以上、この力作に続き、今後ますますの研究の発展を選考委員一同期待している。

# 6. 贈呈式報告

5月26日、坂東眞理子基金による第12回「昭和女子大学女性文化研究賞」並びに「昭和女子大学女性文化研究奨励賞」の贈呈式を開催した。例年、学内外から多くの方にご臨席をいただき、賞の贈呈の他、研究賞受賞者講演会や記念祝賀会を行うのだが、今年度はコロナ禍の中、緊急事態宣言が解除されたばかりであったため、急遽選考委員と受賞者のみで実施することとなった。

受賞者から作品についてのお話をいただける貴重な機会であったが、多くの方にご参加いただいての講演会開催は難しいため、録画にてそれぞれの受賞者にお話をいただき、YouTubeから動画配信を行った。以下で公開をしているので興味のある方はご覧いただきたい。

女性文化研究賞受賞者黒岩容子氏講演 https://www.youtube.com/watch?v=dgAevgfi94k 女性文化研究奨励賞受賞者歌川光一氏 https://www.youtube.com/watch?v=UDoEU\_UV8q0

#### 7. これまでの受賞者・受賞作

#### 昭和女子大学女性文化研究賞

第1回 岩間暁子『女性の就業と家族のゆくえ:格差社会のなかの変容』東京大学出版会 第2回 辻村みよ子『憲法とジェンダー:男女共同参画と多文化共生への展望』有斐閣

- 第3回 木村涼子『<主婦>の誕生:婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館
- 第4回 藤井和佐『農村女性の社会学:地域づくりの男女共同参画』昭和堂
- 第5回 該当なし
- 第6回 大沢真理『生活保障のガバナンス:ジェンダーとお金の流れで読み解く』 有斐閣
- 第7回 河上婦志子『二十世紀の女性教師:周辺化圧力に抗して』御茶の水書房
- 第8回 該当なし
- 第9回 浅倉むつ子『雇用差別禁止法制の展望』有斐閣
- 第10回 山口一男『働き方の男女不平等:理論と実証分析』日本経済新聞出版社
- 第11回 石井香江『電話交換手はなぜ「女の仕事」になったのか:技術とジェンダーの日独 比較社会史』ミネルヴァ書房

#### 昭和女子大学女性文化研究奨励賞

- 第1回 粕谷美砂子『男女共同参画時代の女性農業者と家族』ドメス出版
- 第2回 斎藤悦子『CSRとヒューマン・ライツ:ジェンダー、ワーク・ライフ・バランス、 障害者雇用の企業文化的考察』白桃書房
- 第3回 吉田仁美『高等教育における聴覚障害者の自立支援:ユニバーサル・インクルーシ ブデザインの可能性』ミネルヴァ書房
- 第4回 該当なし
- 第5回 今井美樹『近代日本の民間の調理教育とジェンダー』ドメス出版 渡邉祐子『長期勤続女性の活用に関する心理学的研究:女性のリーダーシップ、マネジメント・スキルからのアプローチ』いなほ書房
- 第6回 吉原令子『アメリカの第二波フェミニズム:一九六○年代から現在まで』 ドメス出版
- 第7回 中山節子『時間貧困からの脱却にむけたタイムユースリテラシー教育: ESCAP地域の人間開発新戦略』大空社
- 第8回 該当なし
- 第9回 瀬戸山聡子『現代日本女性の中年期危機についての研究:危機に対するソーシャル・サポートと容姿を維持向上する努力の効果』風間書房
- 第10回 該当なし
- 第11回 該当なし

#### 昭和女子大学女性文化特別賞

第9回 遠藤みち『両性の平等をめぐる家族法・税・社会保障:戦後70年の軌跡を踏まえて』日本評論社

# 8. 第12回募集概要

#### 昭和女子大学女性文化研究賞

副賞件数/副賞 1件/30万円

受賞の対象 男女共同参画社会形成の推進、あるいは女性文化研究の発展に寄与する研究。2019年1月1日~12月31日の1年間に出版され、日本語で著された単行本に限る。

応募資格 著者の年齢・性別・国籍は不問。

応募受付期間 2019年12月1日から2020年1月31日

応募方法 自薦・他薦を問わない。昭和女子大学女性文化研究所ホームページに掲載の応募用紙を利用。

選考方法「実施要項」に基づき選考委員会にて審査。

発 表 2020年5月1日(創立記念式典内·女性文化研究所ホームページ上で発表)

贈 呈 式 2020年5月26日

#### 昭和女子大学女性文化研究奨励賞

副當件数/副當 1件/10万円

受賞の対象 男女共同参画社会形成の推進、あるいは女性文化研究の発展に寄与する研究。2019年1月1日~12月31日の1年間に出版され、日本語で著された単行本・論文(博士論文を含む)に限る。

応募 資格 著者の年齢・性別・国籍は不問。

応募受付期間 2019年12月1日から2020年1月31日

応募 方法 自薦・他薦を問わない。昭和女子大学女性文化研究所ホームページに掲載の 応募用紙を利用。

選 考 方 法 「実施要項」に基づき選考委員会にて審査。

発 表 2020年5月1日(創立記念式典内・女性文化研究所ホームページ上で発表)

贈 呈 式 2020年5月26日

\*昭和女子大学女性文化特別賞は応募作全体から選考委員会が必要に応じて贈賞をするため募集は していない。

## 9. 選考委員

#### 選考委員長

学校法人昭和女子大学理事長・総長

坂東眞理子 (大学院生活機構研究科教授)

学内選考委員 (研究賞・研究奨励賞)

昭和女子大学学長

昭和女子大学女性文化研究所所長昭和女子大学女性文化研究所副所長昭和女子大学女性文化研究所運営委員昭和女子大学女性文化研究所運営委員昭和女子大学女性文化研究所運営委員昭和女子大学女性文化研究所運営委員

研究賞学外選考委員

内閣府男女共同参画局長 元東京大学教授 小原奈津子 (大学院生活機構研究科教授)

武川 恵子 (ビジネスデザイン学科教授)

掛川 典子 (大学院生活機構研究科教授)

森ます美(大学院生活機構研究科教授)

志摩 園子(大学院生活機構研究科教授)

伊藤 純(大学院生活機構研究科教授)

粕谷美佐子 (大学院生活機構研究科准教授)

池永 肇恵

大沢 真理